

福利の広場

Fukuri no Hiroba

No.
167

2020年
1月発行

スクールコンサート

山形県教職員互助会では、公益事業として、児童、生徒の豊かな感性を育むとともに、地域文化の向上に資するため、学校等を会場に音楽家の演奏会を実施しています。

今年度は36校で実施し、創立記念事業、地域住民の方々との交流事業等でご活用いただきました。



トリオ・アラモーレ

ソプラノ・チェロ・ピアノのアンサンブル
天童市立寺津小学校(10月28日開催)



チアーズ

マリンバ・パーカッションのアンサンブル
尾花沢市立福原小学校(11月21日開催)

〈目次〉 Contents!

表紙 | スクールコンサート

2 | 互助会の貸付未償還金に係る手続きについて

3 | 共済組合の貸付は、下記の理由で皆様にご利用いただいております。

人事異動等に伴う財形貯蓄および貸付未償還金に係る手続きについて

4 | 退職後の健康保険制度等について

5 | 退職後の互助会事業について

6 | 退職互助部制度のご案内

7 | こんなとき組合員証(保険証)は使えるの?

8 | 個人型確定拠出年金iDeCo(イデコ)って何?

9 | 出産・育児等に関する掛金等免除の手続き

10 | 健康ウォーキング事業

11 | 訪問型特定保健指導を受けましょう!!

マイナンバーカードはお持ちですか?

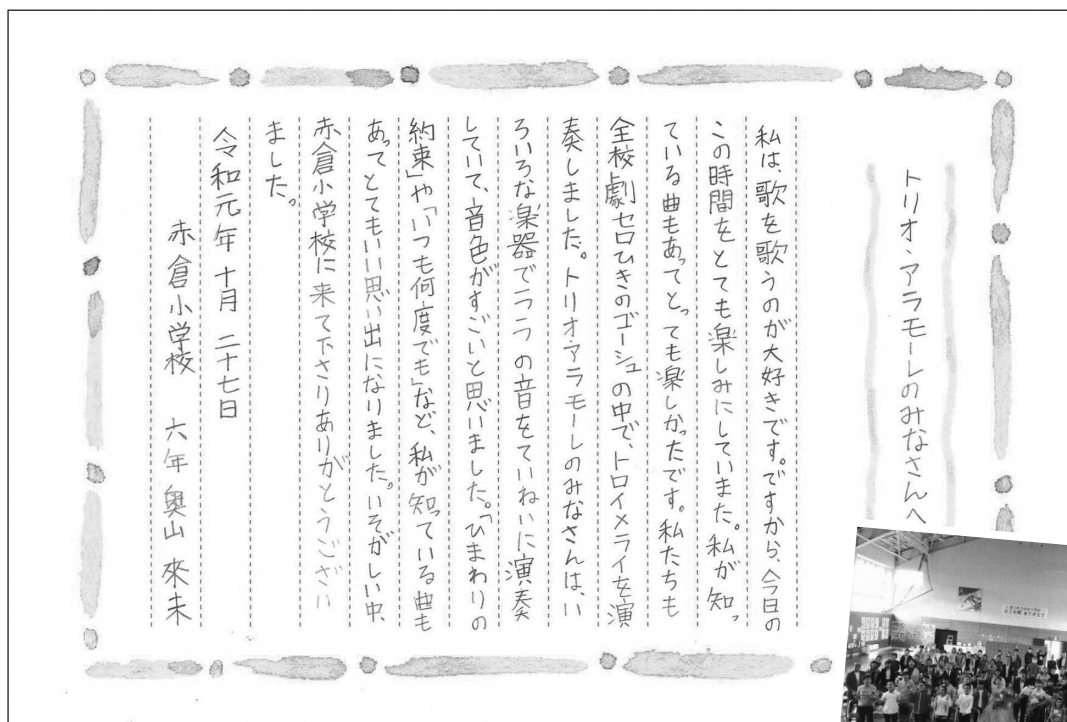
12 | 令和元年度「退職予定者説明会」の開催について

ジェネリック医薬品



スクールコンサート

お礼のお手紙も多数いただいています。その中の一つを紹介します。



閉校記念事業として、児童・保護者・地域住民等を対象に、最上町立赤倉小学校で開催されました。(10月27日開催)


互助会の貸付未償還金に係る手続きについて

異動者及び退職予定者の手続きについては、以下のとおりです。一括償還対象者には、別途ご案内いたします。

異動先	償還方法
地方職員共済組合(知事部局等)への異動者	自己資金等により一括償還
公立学校共済組合他支部(他県)への異動者	
市町村職員共済組合(市町村教委等)への異動者	
上記以外の共済組合(国共済等)への異動者	〈山形大学附属学校園への異動の場合〉 不要(引続き償還が可能) 〈その他の所属の場合〉 自己資金等により一括償還
組合専従者	不要(引続き償還が可能)
退職予定者	全額繰上償還の申出がない場合は退職手当から控除

お問合せ先 ☎ 互助会 023-631-5115

共済組合の貸付は、下記の理由で皆様にご利用いただいております。



利便性


- ☆らくらく返済自動控除
- ☆ボーナス返済も可
- ☆手続き簡単!職場で完了

経費

- ☆抵当、保証人、保証料は不要
- ☆条件変更、繰上げ返済などの手数料はすべて無料

猶予

- ☆育児・介護休業や病気やけがにより無給休職となった時は返済を猶予できます。



貸付の種類	こんな場合に申込みができます	お借入限度額	利率(年利)	返済期間
一般	車の購入、家具購入、海外旅行費用、一時的に必要な資金等(経常的な支出は不可)	200万円	1.32%	10年以内
住宅	新築、購入、リフォーム、敷地購入等	1800万円		30年以内
教育	入学金、授業料、定期券、アパートの敷金・礼金 家賃(1年分)2年目以降の費用は借換え	550万円		20年10か月以内

※この他にも様々な貸付があります。詳しくは下記貸付担当までお問い合わせください。

人事異動等に伴う財形貯蓄および貸付未償還金に係る手続きについて

年度末の手続	教職員財形貯蓄	貸付未償還金(共済組合)
地方職員共済組合(知事部局等)への異動者	手続不要です。(引続き積立が可能)	貸付担当へ御連絡ください。 (引続き償還が可能)
他支部(他県)への異動者	異動前に「退職等に関する通知書」を1口座につき2部作成し、4月7日まで福利課に提出してください。 (異動先で同一の金融機関と契約している場合、異動先の所属で移管することにより積立が可能)	貸付担当へ御連絡ください。 (引続き償還が可能)
市町村職員共済組合(市町村教委等)への異動者		貸付担当へ御連絡ください。 (最長5年間の償還が可能)
上記以外の共済組合(国共済等)への異動者		自己資金等により一括償還となります。ただし、条件が揃えば本人からの申出により最長5年間の償還が可能です。
組合専従者	財形担当へ御連絡ください。 (引続き積立が可能)	貸付担当へ御連絡ください。 (引続き償還が可能)
退職予定者	退職予定者説明会資料(退職後の共済互助制度)を御確認ください。	全額繰上償還の申出がない場合、退職手当から自動的に控除されます。

※他共済等への人事異動の内示の際は、速やかに下記担当まで御連絡願います。また、関係書類等(控え)の引継ぎもお願いします。

お問合せ先 ☎ 貸付・財形担当 023-631-5950

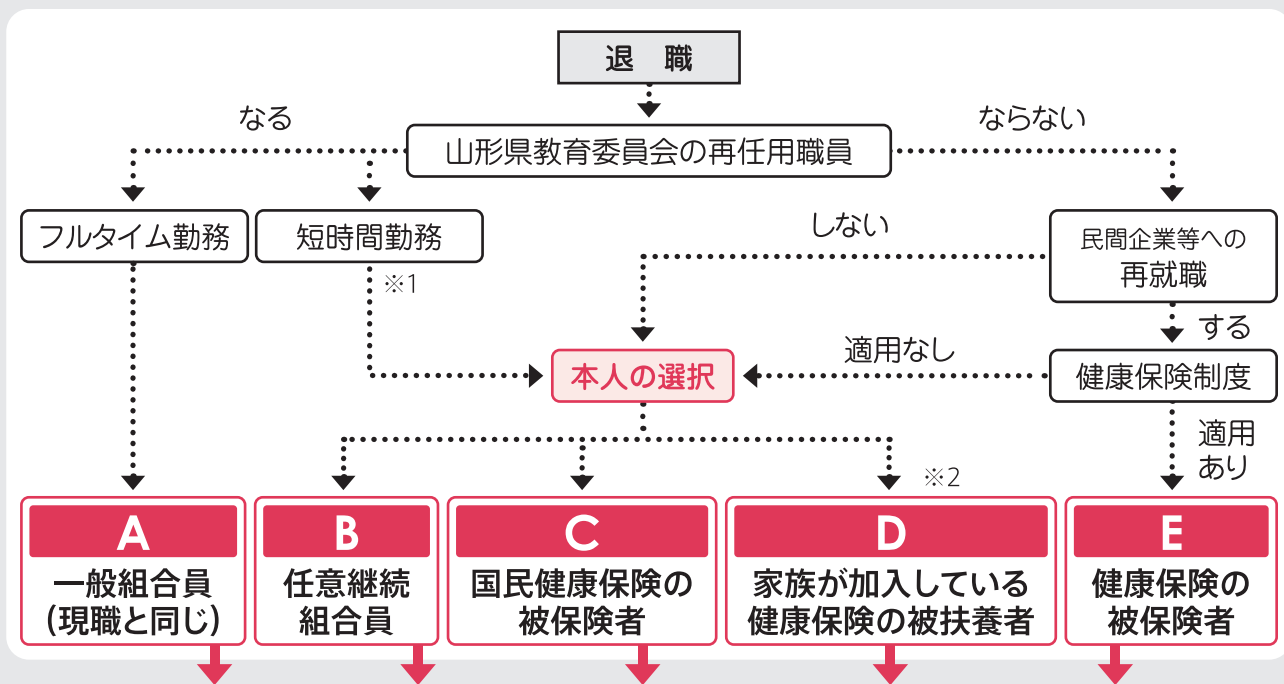
任意継続組合員?

再就職? 被扶養者?

退職後の健康保険制度等について



退職すると、その翌日に公立学校共済組合(以下「共済組合」という。)の組合員資格を喪失し、現在使用している組合員証(保険証)を使うことができなくなり、新たにいずれかの健康保険制度に加入する必要があります。下図を参考に自分が選択する制度への加入手続きを行ってください。



	A 共済組合の一般組合員	B 共済組合の任意継続組合員	C 国民健康保険の被保険者	D 健康保険の被扶養者	E 健康保険の被保険者
組合員証(保険証)	現職と同じ	任意継続組合員証	国民健康保険被保険者証	被扶養者証	加入先の健康保険証
掛金(保険料)	標準報酬月額に掛金(保険料)率を乗じて算出された額	退職時の標準報酬月額を基に算出された額	前年所得に応じて算出された額に、所有資産や世帯単位の加入人数に応じて算出された額を合算した額	負担無し	就職先の健康保険制度で定める額
医療費自己負担割合	入院・外来とも3割 ※70歳～74歳までは2割(現役並所得者は3割)				
給付内容	現職と同じ	現職とほぼ同じ ※休業に係る手当金等は支給対象外	附加給付が無いなど、共済組合や健康保険より少額になることがある	加入先の健康保険により異なる	
人間ドック・婦人がん検診	現職と同じ	適用無し	国民健康保険の取扱いによる	加入先の健康保険により異なる	
特定健康診断	現職と同じ	公立学校共済組合から送付される受診券により自治体等の健診を受診	国民健康保険の取扱いによる	加入先の健康保険により異なる	

※1 平成28年10月1日から厚生年金保険・健康保険の適用拡大に伴い、健康保険が適用される場合もあり、その場合は**E**に該当します。
 ※2 被扶養者認定の基準は家族が加入している健康保険制度によって異なります。収入等によっては被扶養者になれない場合もありますので、ご注意ください。

退職後の互助会事業について

退職後の互助会事業の適用の有無(有:○、無:×)については、次のとおりです。

なお、「退職互助部制度」についての詳細は6ページをご覧ください。

事業内容 ※元年度事業を掲載しています。		現職会員	再任用会員 (左ページ A)	共済組合 任意継続組合員 (左ページ B)	国民健康保険・ その他の健康保険 (左ページ C~E)		
掛金の納入	一般給付事業掛金	○	○	×	×		
	福祉事業掛金		×				
	退職給付事業掛金						
	退職互助部事業掛金						
給付金	会員療養見舞金	○	○	×	×		
	妊婦検診費						
	介護休業見舞金						
	遺児激励金						
	結婚祝金						
	入学祝金						
	傷病見舞金						
	家族療養見舞金						
	出産見舞金						
	災害見舞金						
	埋葬料						
	退職生業資金					×	
	永年勤続慰労金						
	会員弔慰金						
配偶者弔慰金							
貸付事業		○	×	〈特別加入者の資格要件〉 ◆ 現職加入者が50歳以上で退職したとき ◆ 退職互助部事業掛金を300回納入済であること			
その他	モンテディオ山形等の観戦チケットの斡旋	○	○				
	リフレッシュ補助券の交付						
	法律相談						
	会員証割引事業						
退職互助部事業	給付金	弔慰金(会員)	○	×	×	×	
		療養補助金	×	特別加入者の資格を取得した場合、適用となります。			
		長寿祝金					
		献花料					
	その他	施設利用補助		○	○	○	
		スポーツ観戦、観劇チケット等の斡旋					
		人間ドック受診料の補助					
		法律相談					
会員証割引事業							

お問い合わせ先 ☎ 互助会 023-631-5115

退職互助部制度のご案内

互助会では、「退職互助部制度」を設け、教職員の皆さんが退職後も健康で安定した生活が送れるよう、医療費補助等の事業を実施しています。

退職互助部制度は35歳以上の会員が加入できる任意加入の制度です。

加入後退職されるまでは現職加入者として毎月の給料から掛金を納めていただき、退職時に特別加入者の資格を取得することで医療費補助等を受けることができます。

今年度末に退職される現職加入者の皆さんには、1月下旬から2月上旬に開催する「退職予定者説明会」(12ページ参照)で特別加入者の資格取得手続きについてご案内します。是非ご加入ください。

献花料

■給付額

- 60歳に達した月以前の死亡
退職互助部事業掛金納入総額の9割の額
- 60歳に達した翌月以後1年未満の死亡
100,000円
- 60歳に達した翌月以後1年以上3年未満の死亡
50,000円
- 60歳に達した翌月以後3年以上の死亡
5,000円

長寿祝金

■給付額

- 数え年88歳を迎えたとき 30,000円

療養補助金

■給付期間

60歳に達した翌月から75歳に達する月まで

■給付額

自己負担額 - 2,000円 - 1,000円未満の端数

1か月1医療機関(入院・外来別)の
保険適用窓口支払額

- ※自己負担額が3,000円以上の場合が対象です。
- ※給付限度額は1件あたり69,000円です。
- ※医療保険各法等における給付金がある場合は、その額を自己負担額から控除します。

会員証割引事業

会報誌の発行

支部独自事業

法律相談事業

契約弁護士に日常生活を営む上で発生する諸問題を相談するときの相談料(通常30分5,000円)を無料

健康増進事業

- ・生涯学習サポート事業
- ・ゴルフ・トレッキング・スキーの集い
- ・スポーツ観戦補助事業
- ・芸術鑑賞補助事業

施設利用補助事業

■補助額

契約施設(県内24施設)に宿泊するとき
1泊2,000円

健康診断補助事業

■補助上限額

50,000円(実費の範囲内で1回限りの給付)

脱退一時金

現職加入者が50歳未満で退職したとき、又は現職加入者が50歳以上で退職し、特別加入を希望しないときは、納入した退職互助部掛金相当額を支給します。

88歳

75歳

60歳

特別加入

退職

脱退

現職加入

35歳

採用

該当する年齢の方に加入のご案内を差し上げておりますので、是非ご加入ください。

※上記事業は令和元年度の内容です。

お問い合わせ先 ☎ 互助会 023-631-5115

こんなとき組合員証（保険証）は使えるの？

交通事故（第三者加害行為）に遭ったとき…

組合員及び被扶養者が交通事故等の第三者加害行為により負傷した場合の医療費は、原則として加害者が負担すべきものなので、本来は組合員証の使用は必要ありません。

ただし、加害者等に直ちに医療費を請求できない場合や過失割合が発生する場合に、組合員証を使用した際には、当支部給付担当へご連絡をお願いします。また、後日共済組合から加害者へ請求するにあたり、書類を提出していただく必要があります。



交通事故に遭ったときの手順

- ① どんなに小さな事故でも警察に連絡する。
- ② 運転免許証などで加害者を確認する。
- ③ 医師の診療を受けるときは、怪我の原因を正しく伝える。
- ④ 当支部給付担当に連絡をする。



注意

示談は慎重に行いましょう。治療が継続中など終了しないうちに示談を急いで行わないことが重要です。

公務中・通勤中 に負傷したとき…

地方公務員が公務中・通勤中に負傷したときは、公務災害として災害補償制度の対象となる場合があります。公務災害に該当するような場合には、組合員証の使用はできません。医師の診療を受けるときは怪我の原因を正しく伝え、医師の指示にしたがってください。



組合員証を使用して医療機関を受診したあとに、公務災害に認定された場合、共済組合からの給付金は **全額返還** していただけます。なかには何十万円になる人も…！医師には公務中・通勤中の怪我だと伝え、組合員証は使用しないでください。

お問合せ先 ☎ 給付担当 023-630-2884

個人型確定拠出年金iDeCo (イデコ) って何?

個人型確定拠出年金は、加入者が掛金を定めて拠出し、加入者自ら運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定されるものです。

掛金が全額所得控除される等の税制優遇措置がありますが、一方で、原則60歳まで引出せない等の制約もあります。



掛金はどうなっているの?



掛金の拠出(支払い)については次の2通りあります。

- ①月々5,000円以上1,000円単位で上限を12,000円の範囲内で設定できます。
 - ②年1回以上任意に決めた月にまとめて拠出できます。
- ※掛金額は、1年に1回だけ変更することができますので、ご自身の状況の変化に合わせて、掛金額の増減をすることができます。



受給についての注意点は?



受給については次のような注意点があります。

- ①原則60歳にならないと資産を引き出すことができません。
- ②通算加入者等期間が10年以上あれば60~69歳の間に年金受給の請求ができますが、通算加入者等期間が短くなると、年金受給の開始時期が遅くなります。
- ③個人型確定拠出年金は、将来、受け取れる額があらかじめ確定しているわけではありません。資産の運用はご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動するため、商品の特徴をよく理解したうえで運用商品を選んでください。

受給方法について

受給方法は有期年金か一時金で、受取方法を選択することができます(金融機関によっては、年金と一時金を併用することもできます。)

個人型確定拠出年金の制度内容・加入申込みの方法など、詳しくは、国民年金基金連合会のホームページ(<https://www.ideco-koushiki.jp/>)をご覧ください。

なお、加入申込み時に必要となる事業主証明書は、教育庁福利課にて発行します。事業主証明書を希望する場合は、**所属長を通して**福利課へ依頼してください。

	提出時期	提出書類
事業主証明書の発行依頼	随時※	①「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」 ②「基礎年金番号等の利用に関する同意書(様式第1号)」 ③基礎年金番号を確認できる書類の写し

※事業主証明の依頼は随時受け付けますが、交付まで2週間程度要する場合があります。

事業主証明書についてのお問合せ先 ☎ 福利課年金担当 023-630-2887



出産・育児等に関する掛金等免除の手続き

産前産後休暇を取得する場合、「産前産後休業掛金等免除申出書」を提出することで、産前産後休業の期間の掛金等が免除されます。

また、育児休業を取得する場合、「育児休業等掛金等免除申出書」を提出することで、育児休業中の掛金等が免除されます。

掛金等免除期間の算出には、産前産後休業期間ではなく、産前産後休業期間が用いられます。



産 休

産前産後休業

産前産後休業の範囲内で、出産の日(出産の日が産前の予定日後であるときは、産前の予定日)以前42日から出産の日後56日までの期間
※多胎妊娠の場合、42日を98日と読み替える。

掛金等が免除となる期間

産前産後休業の開始日が属する月から産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで

育 休

掛金等が免除となる期間

育児休業の開始日が属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで

提出時期	提出書類	備 考
産前休暇を取得するとき	産前産後休業等掛金等免除申出書	<p>〈添付資料〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産前休業申請書の写し ・出産予定証明書の写し
出産したとき	産前産後休業等掛金等免除(変更)申出書	<p>〈添付資料〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産後休業申請書の写し ・出産証明書の写し <p>※出産予定日と出産日が同日の場合、添付資料のみ提出してください。</p>
育児休業を取得するとき	育児休業等掛金等免除申出書	<p>〈添付資料〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辞令書の写し <p>※育児休業期間が変更となった場合、育児休業等掛金等免除(変更)申出書を提出してください。</p>

組合員からの申出が必要ですので、ご注意ください!

※「産前産後休業掛金等免除(変更)申出書」及び「育児休業等掛金等免除(変更)申出書」の様式は、公立学校共済組合山形支部のホームページ([手続きナビ](#) > [組合員資格・年金の手続き](#) > [組合員に関する手続き](#))にも掲載しています。

お問合せ先 ☎ 庶務係 023-630-2883

※上記により免除となる互助会掛金は、一般給付事業掛金及び厚生福祉事業掛金となります。退職給付事業掛金及び退職互助部事業掛金は免除となりませんのでご注意ください。

お問合せ先 ☎ 互助会 023-631-5115

健康ウォーキング事業

上位3チーム

メンバーのお写真&感想を紹介します!!

〈実施期間〉

令和元年10月1日～10月31日



順位	所属	チーム名	チーム合計歩数(歩)
1位	鶴岡市立羽黒中学校	ほらがい	1,839,058
2位	県立新庄養護学校	Rivers	1,711,678
3位	鶴岡市立東栄小学校	チーム東栄ミリオンウォーカーズ	1,527,265

＼2年連続ベスト3入りの3学校!／

第1位 鶴岡市立羽黒中学校 ほらがい



「あたたかく一生懸命な羽黒中」の本校基本方針のもと、健康ウォーキングでは「あるくのに一生懸命な羽黒中」として、今回は全職員が取り組みました。

昨年は、学年対抗で健康意識を高めるために始めたウォーキングでした。結果は、5チームのエントリーでベスト3に1チーム、ワースト10に1チームでした。その後も健康を気にする職員は、常時万歩計をつけ、歩くことの大切さを意識しました。

今年はチーム羽黒中として職員が一丸となり、9チームを編成し組合加入の6チームがエントリーしました。期間中、ドックや一日研修会で数百歩の日、休日の里山ウォーキングを計画したら雨で流され、意識の高まりを削がれる職員も多く、前半は波乱続きでした。エースは「私の9割は歩くように!」と檄を飛ばし、周囲は「昨年の結果で2位以下は皆一緒。てっぺんとらなきゃ」と喝を入れ、みんなで楽しみながらがんばりました。

おかげ様で、期間中に体調を崩すこともなく、全職員で健康的に毎日歩き続けました。事業実施期間は終了しましたが、本校のウォーキング事業はまだまだ続き、健康で活気のある職場になっています。

第2位 新庄養護学校 Rivers



前年度一位に輝いた栄光を胸に、令和元年度は「チームワーク」「ONETEAM」を念頭に置き、日々精進し取り組んでまいりました。退職記念にと参加して下さった先生のためにもと3人力を合わせ、毎日各々の歩数を話題に職場全体で盛り上がっていたところ、連覇をのがしたことは、残念な限りです…。結果はともあれ、この一か月間はウォーキングを通して、結果以上のチーム力と健康維持のために大切な時間を過ごさせていただきました。

これからも“身近で、いつでもどこでも、すぐできるウォーキング”を継続し、日々健康維持につとめていきたいと思ひます。



第3位 鶴岡市立東栄小学校 チーム東栄ミリオンウォーカーズ



昨年に引き続き今年も3位に入ることができました。この間、授業での机間指導にもさらに熱が入り、休み時間も体育館でバスケ・ドッジボールへと足繁く通うことができました。また、校内巡視や学校農園・家庭菜園作業、ラージボール卓球やハーフマラソン(1回で3万を超えることがわかった)等々、健康的な10月を過ごすことができました。3位入賞で「健康と賞品」の二つを手に入れることができ、感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。



ご参加くださった皆様、大変お疲れ様でした!

気軽に始められるのがウォーキングの魅力です。事業終了後もウォーキングをはじめとした運動を継続していただくことが、本事業のめざすところです。健康でいきいきと過ごせますように☆

お問合せ先 ☎ 健康管理担当 023-630-2816

訪問型特定保健指導を受けましょう!!



『特定保健指導の利用券をもらったけど、
忙しくて、病院へ保健指導を受けに行く時間がない…』

そんな皆様のために、専門家(保健師や管理栄養士)が所属を訪問し、生活習慣改善の実践的なアドバイスや計画づくりを行う、訪問型特定保健指導を実施しています。(組合員本人のみ対象)

対象となった方には、委託先【SOMPOヘルスサポート株式会社】から令和2年6月までに所属を通して御案内のお電話をいたしますので、この機会をぜひ利用し、脳卒中や心臓病、糖尿病などの生活習慣病を予防しましょう!

◎詳細は、特定保健指導利用券送付時の通知文書
または当支部ホームページをご覧ください。

山形支部トップページ ➡ 特定健康診査・特定保健指導の手続き



◎特定保健指導や個別冊子の配付などの各種健康管理事業の実施に当たり、組合員の健診結果等の個人情報については、当共済組合本部と委託先との契約に基づき委託先へ提供しております。その管理については、当支部・委託先ともに法令を遵守し厳重に行っております。

お問合せ先 ☎ 健康管理担当 023-630-2882



マイナンバーカードはお持ちですか?

令和3年3月からマイナンバーカードを組合員証(健康保険証)として利用できる仕組みが本格運用される予定です。まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会に取得申請をしてみませんか?



カードは欲しいけど
申請ってどうやるの?

そもそも
マイナンバーカードってなに?



そんな疑問をお持ちの方はこちらから

公立学校共済組合 マイナンバーカードコーナー

検索



※当共済組合では文部科学省からの依頼を受けて、組合員及びその被扶養者のマイナンバーカードの取得促進に取り組んでいます。

お問合せ先 ☎ 給付担当 023-630-2884

令和元年度「退職予定者説明会」の開催について

退職予定者及びその所属事務担当者を対象とした共済・互助制度についての説明会を開催します。詳細につきましては、令和元年11月11日付け公立山形第582号の通知文を御確認ください。

- 対 象 者：令和元年度末の定年退職予定者・若年退職予定者・再任用満了職員、当該事務担当者
- 説明会予定時間：午前9時40分～午後3時30分(受付開始時間：午前9時～)
- ※ただし、置賜会場のみ午前10時10分～午後4時(受付開始時間：午前9時30分～)となります。

期 日	会 場	
令和2年1月22日(水)	最上会場	「新庄市民プラザ」
令和2年1月23日(木)	庄内会場	「いろり火の里 なの花ホール」
令和2年1月29日(水)	村山会場	「山形国際交流プラザ ビッグウイング」
令和2年2月 6日(木)	置賜会場	「シェルターなんようホール(南陽市文化会館)」

※1 会場指定はありませんので、都合の良い会場で参加してください。

※2 最上会場の駐車場には限りがありますので、なるべく相乗りで参加してください。

お問合せ先 ☎ 年金担当 023-630-2887



ジェネリック医薬品

これからはお薬を選択できる時代です



ジェネリック医薬品とは？

新薬(先発医薬品)の特許が切れたあとに、他の医薬品メーカーが同じ成分で製造・販売し効能や安全性は新薬と同等の医薬品です。開発費用が少ない分、新薬よりも安価で購入できるため、医療費の節約が期待できます。国民医療費が増加し続けている今、自己負担を少なくするためだけではなく、将来の世代にその負担を先送りにしないためにも、ジェネリック医薬品に切り替えてみるのはいかがでしょうか？

＼ここで問題です／

Q uestion

ジェネリック医薬品に切り替え可能なものをすべて切り替えた場合、節約できる医療費はいくらになるでしょうか。

A nswer

なんと…… **約1兆3千億円** の医療費が節約できるともいわれています。ひとりひとりができることとして、ジェネリック医薬品の使用が求められています。



お問合せ先 ☎ 給付担当 023-630-2884